茨城県災害対策融資
（令和元年台風15号・19号災害特例）

茨城県信用保証協会は、台風15号･19号で被害を受けられた中小企業の皆様の事業の再建に必要な資金を対象とした「茨城県災害対策融資制度（令和元年台風15号･19号災害特例）」を創設し、資金繰りのサポートをしております。

茨城県の補助金の自己負担分についても、事業資金であれば、本融資制度をご利用いただけます。

茨城県災害対策融資制度（令和元年台風15号・19号災害特例）概要

ご利用いただける方	台風15号に伴う災害により被害を受けられた中小企業者	台風19号に伴う災害により被害を受けられた以下の中小企業者		
	市町村長から罹災証明等を受けた方	市町村長から罹災証明等を受けた方	激甚法による被災区域内（注1）に事業所を有し、市町村長から罹災証明等を受けた方	中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる市町村長（注2）の認定を受けた方（注3）
制度略称	**県台風15一般**	**県台風19一般**	**県台風19激甚**	**県台風19経安**
ご利用いただける保証制度	一般保証	一般保証	令和元年台風19号災害関係保証	経営安定関連保証
保証限度額	8,000万円			
責任共有制度	責任共有対象 特別小口保険の場合は対象外（注4）	責任共有対象 特別小口保険の場合は対象外（注4）	責任共有対象外	責任共有対象外
信用保証料率	年0.25％～1.70％ ※基準保証料率より0.20％引下げ 特別小口保険にかかる保証は 年0.70％（注4）	年0.25％～1.70％ ※基準保証料率より0.20％引下げ 特別小口保険にかかる保証は 年0.70％（注4）	年0.70％	年0.70％
	県及び市町村が信用保証料の全額を補助（注5）	県及び市町村が信用保証料の全額を補助（注5）	県及び市町村が信用保証料の全額を補助（注5）	県及び市町村が信用保証料の50％を補助（注5）
対象資金	経営の安定に必要な事業資金 (事業の再建に必要な資金を含む)	経営の安定に必要な事業資金 (事業の再建に必要な資金を含む)	事業の再建に必要な資金	経営の安定に必要な事業資金 (事業の再建に必要な資金を含む)
融資利率	3年以内：年1.2％、3年超5年以内：年1.3％、5年超7年以内：年1.4％、7年超10年以内：年1.5％、10年超：年1.6％ 融資金額が1,000万円以下の場合は、年0.6％（3年間）			
	県及び市町村が3年間の利息の全額を補助（注6）	県及び市町村が3年間の利息の全額を補助（注6）	県及び市町村が3年間の利息の全額を補助（注6）	県及び市町村が3年間の利息の50％を補助（注6,注7）
保証期間	運転資金　10年以内（据置期間2年以内） 設備資金　13年以内（据置期間3年以内） 運転設備併用　10年以内（据置期間2年以内）			
担保	必要に応じて			
保証人	原則法人代表者のみ（個人事業主の方は原則不要）			
添付資料	市町村長が発行する「罹災証明書等」（注8）	市町村長が発行する「罹災証明書等」（注8）	市町村長が発行する「罹災証明書等」（注8）	市町村長が発行する「中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定書」
認定申請	融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会・商工会議所、茨城県中小企業団体中央会			
取扱期間	令和元年11月19日から令和2年3月31日（融資実行分）まで			

（注1）激甚法による被災区域に指定された区域（14都県）
岩手県、宮城県、福島県、**茨城県**、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

（注2）告示にて指定された地域（茨城県内30市町村：令和元年10月25日現在）
水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町

（注3）認定基準（①かつ②に該当することが必要）
①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
②令和元年台風第19号の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20％以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20％以上減少することが見込まれること。

（注4）特定非営利活動法人の保証料率及び責任共有制度は以下のとおりとなります。
①特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする特定非営利活動法人を除く）で特別小口保険にかかる保証の保証料率は年0.60％、責任共有対象となります 。
②医業を主たる事業とする特定非営利活動法人で特別小口保険にかかる保証の保証料率は年0.70％、責任共有対象外となります 。

（注5）信用保証料の補助について、一部の市町村では補助割合が異なります。

（注6）利息の補助について、一部の市町村では補助が受けられない場合があります。

（注7）融資金額が10百万円までの部分は、年0.6％の利率が適用され、3年間の利息が全額補助されます。融資金額が10百万円を超える部分は、融資期間に応じた利率が適用され、3年間の利息の50％が補助されます。

（注8）事業用資産にかかる罹災証明書等の写しを添付してください。

（注9）審査の結果ご希望に添えない場合があります。

茨城県信用保証協会　企業とえがく地域の未来　いばらきの地方創生を応援します！

本店営業部
〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号　茨城県産業会館6階
保証課県央・鹿行グループ　☎029-224-7812
保証課県北グループ　☎029-224-7826
調整課期中支援グループ　☎029-224-7813

土浦支店
〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
保証課県南グループ　☎029-826-7812
保証課県西グループ　☎029-826-7826
調整課期中支援グループ　☎029-826-7813

経営支援部
〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号　茨城県産業会館2階
経営支援課　☎029-224-7858
創業支援課　☎029-224-7865

融資実行までの事務フロー

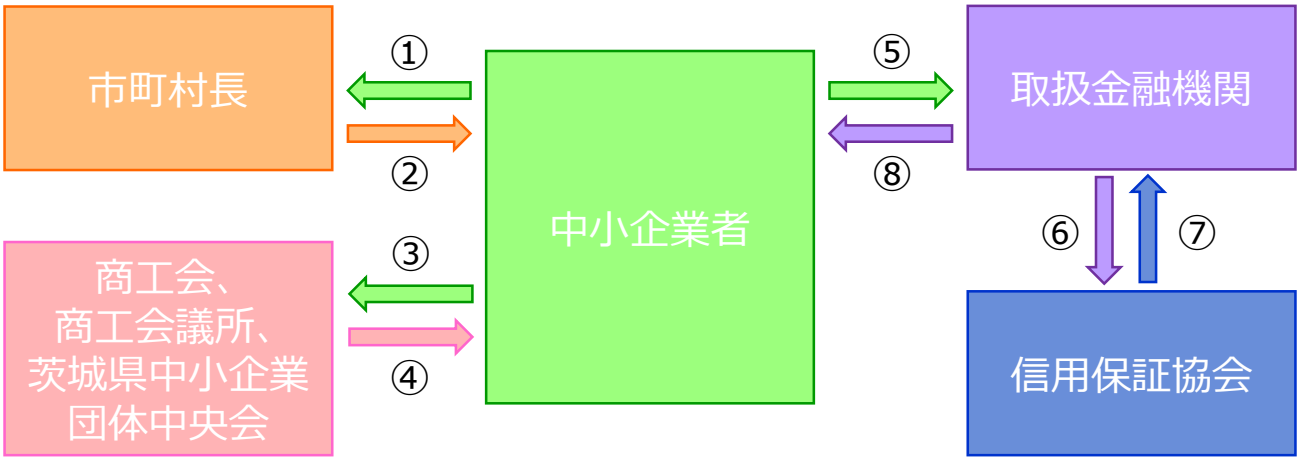

①「罹災証明等」の申請又は「中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定」の申請

②「罹災証明書等」の交付又は「中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定書」の交付

③茨城県災害対策融資（令和元年台風15号・19号災害特例）の認定申請

④茨城県災害対策融資（令和元年台風15号・19号災害特例）の認定書の交付

⑤融資申込

⑥保証依頼

⑦保証承諾

⑧融資実行

商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会への認定申請時の添付書類

1．許認可等の必要な業種にあっては、許認可等の写し

2．県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

3．市町村税納税証明書（市町村税に未納がないことを証する納税証明書）
※原則として、認定申請書の「７ 県内の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する市町村」に記載した市町村の納税証明書

4．設備資金の場合は、見積書又は契約書の写し

5．融資対象の確認書類
(1) 市町村長から罹災証明書等を受けた方（県台風15一般、県台風19一般、県台風19激甚の対象）
罹災証明書等の写し
(2) 市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定を受けた方（県台風19経安の対象）
ア 中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる認定書の写し
イ 資金繰表